



退職後の互助組合の制度「退職医療制度」のご案内！

互助組合
(082)228-1386

互助組合では、退職後も生きがいのある豊かな生活を送れるように組合員の相互扶助による「退職医療制度」を設けており、退職後の医療費の自己負担を軽減する療養補助金等の給付事業や人間ドックなどの福祉事業を実施しています。

退職時に互助組合員であった人で、退職日の翌日の満年齢が満45歳以上の人が加入できます。

県職員、警察職員及び市町職員の互助会にはない制度で、平成30年度末時点で9,021人が加入されています。

【主な事業例】

療養補助金	<p>病院・薬局などの保険医療機関にかかられた場合、医療費総額の2割を70歳に達する年度末まで補助します。</p> <p>(例) 総医療費が10,000円で、窓口自己負担額が3,000円(3割)の場合、療養補助金を請求されると2,000円(2割)をご指定の口座へお振込みします。</p> <p>※ 健康保険適用の医療費が対象で、医療機関ごとに月最高63,600円の補助を限度とします。</p> <p><現況> 組合員10人中8人が受給されており、平成30年度(1年間)の1人当たりの受給額は、62,000円程度でした。</p>
人間ドック助成	<p>1日人間ドック健診料金の一部(17,000円)を助成します。</p> <p>※ 県内18ヶ所の健診機関で受診することができます。</p> <p><現況> 多くの組合員が定期的な人間ドックの受診によって、病気の早期発見・早期治療で健康を維持されています。</p>
入院助成金	<p>引き続き7日以上入院した場合、1日1,000円を助成します。</p> <p>※ 1会計年度につき、合計60日間60,000円を限度とします。</p> <p><現況> 高齢の組合員は入院の頻度が高くなり、複数回・数年にわたり助成金を受けられています。</p>
慶 祝 金	<p>70歳以上の長寿年齢時に支給します。</p> <p>※ 古希、喜寿、傘寿、米寿、卒寿、白寿に10,000円～50,000円を支給します。</p> <p><現況> 組合員の平均年齢は78.3歳で、最高齢は105歳のご長寿です。</p>
研 修 旅 行	<p>互助組合が企画した国内研修旅行に退職医療組合員と家族1名で参加できます。参加費用の一部を互助組合が助成しています。</p> <p>※ 令和元年度は、関東(神奈川・千葉方面)と関西(奈良方面)の2コースを実施する予定です。</p>
健 康 記 念	<p>「療養補助金」を70歳に達する年度末まで受給しなかった場合に3万円を支給します。</p>
死 亡 弔 慰 金	<p>退職医療組合員が死亡したときに、加入期間に応じて2～20万円を支給します。</p>

「療養補助金」と「健康記念」を除く事業は**終身ご利用いただけます。**

その他、広報紙発行の事業を実施しており、事業のお知らせや募集を行っています。

加入については、「退職医療組合員申出書」及び「退会給付金請求書」を**退職日から30日以内に互助組合へ提出**してください。掛金は、退職時の年齢に応じた金額をご加入時に一括納入していただきます。

※ 掛金の納入は、退会給付金を必要な掛金額に充当し、退会給付金が掛金額を上回る場合は超過分を送金します。退会給付金額が掛金額を下回る場合は、不足分を納入していただきます。

<注意>

- 「療養補助金」の受給額は、**健康状況等によって大きく違う場合があります。**
- この制度の**財源は、新規加入者の納入する掛金とその運用収益**であるため、**安定運営に努めますが、加入者数の減少や超低金利等の影響で加入時の事業内容の見直し等を行う場合があります。**